## ひと ひと

企画課 男女共同参画推進係 ☎72-2111(内線222)

## 男女雇用機会均等法が改正され、 職場はどう変わる? 平

男女雇用機会均等法改正

で

年4月1日から施行されています。 成 19

## 主な改 正

性別による差別禁止の範囲の拡 大

別も禁止されました。 由とした直接的な差別だけでなく、 る差別も禁止されました。 女性労働者だけでなく男性労働者に対す また、 性別を理 間接差

の禁止 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い

れました。 わる理由での解雇や不利益取扱いが禁止さ とする解雇だけでなく、 妊娠 ・出産、 産前産後休業の取得を理 妊娠・出産等に関 由

セクシュアル・ハラスメント対

業主にはセクシュアル・ハラスメント対策 ル・ハラスメントも対象となりました。 をとることが義務付けられました。 女性だけでなく男性に対するセクシュア 事

の積極的取組)に対する国の援助、 ブ・アクション ( 男女間の格差解消のため を受けるための などが改正されました。 に関する報告義務違反に対する過料の創設 このほ か、 妊産婦が保健指導や健康診査 時間の確保や、 ポジティ 均等法

そのほか、

事業主は妊娠中の保健指導や

職妊 場娠 • 出 産 L ても 働 き続け られ

る

ります。 う人も多いのではないでしょうか。 れど様々な事情から続けられなかったとい 事をやめた女性の中には、 には仕事を辞めているという調査結果があ 年前に働いていた人の約7割が出産半年後 出 産後の仕事の状況を見てみると、 一人目の子どもを産 このように、妊娠・出産を機に仕 んだ女性の出産前 続けたかったけ 出 産 1 لح

ıΣ ば男女雇用機会均等法違反です。 続けられる職場環境は重要です。もし、妊 娠や出産を理由に、 人にとって妊娠中や出産後に安心して働き 子どもも仕事も大事にしたい、と考える 不利益な取扱いを受けているのであれ 会社から解雇された

とができなくなったことなどによって、解 ないことを証明しない限り無効です。 主が妊娠や出産などの理由に 格など)をすることは禁止されました。 約内容変更の強要、不利益な配置転換、 減給や賞与などの不利益な算定、 雇や不利益な取り扱い(解雇や雇い止め、 妊娠・出産による労働能率の低下や働くこ 性保護措置を求めたり措置を受けたこと、 査の受診や通勤緩和措置、 雇することなどのほか、 妊娠や出産、 妊娠中や産後1年以内の解雇は 産前産後の休業を理由に解 保健指導· 労働基準法の母 による解 退職や契 健康診 事業 ま 降

> からの指導を守るための通勤 5 務の軽減などの措置を講じなければな ないとされてい |康診査を受ける時 ます。 間の確保や主治医 緩 和

例えば、 このようなことは違反です

パ I 妊娠 よう強要された。 ト社員に契約内容を変更する 出 産を理由に、 正社員 から

力低下を理由に降格させられた。 健康診査を受けるための休暇を 関わらず、 実際に労働能力の低下がない 出たが認めてもらえなかった。 妊娠したことで労働 に 申 能 も

ています。 道府県労働局雇用均等室で相談を受け |産による不利益取扱い、 ・ハラスメントなどについては、 職 場での男女の 差別的取 扱いや妊 セクシュア 娠

ル 出

